（前のページより続き）

○登録講習機関の登録の届出並びに変更の届出があった件（国土交通四四六）　六〇
○建築基準法施行令第四十六条第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件等の一部を改正する告示（同四四七）　六六

〔官庁報告〕

国家試験
令和六年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　六六

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和五年度令和六年三月分）（財務省）　一〇三

本号で公布された法令のあらまし

◇育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（法律第四二号）（厚生労働省）

一　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正関係（本則第一条関係）

1　子の看護休暇の改正

(一)　子の看護休暇について、学校保健安全法第二〇条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由に伴う当該子の世話を行うため、又は当該子の教育若しくは保育に係る行事のうち厚生労働省令で定めるものへの参加をするために取得することができる休暇とするとともに、小学校第三学年修了前の子（九歳に達する日以後の最初の三月三一日までの間にある子をいう。）を養育する労働者が取得できるものとした。これに伴い、子の看護休暇の名称を「子の看護等休暇」に改めることとした。（第一六条の二第一項関係）

(二)　事業主と労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定（以下「労使協定」という。）で子の看護等休暇を取得することができないものとして定めることのできる労働者から、当該事業主に引き続き雇用された期間が六月に満たない労働者を除くこととした。（第一六条の三第二項関係）

2　介護休暇の改正

1の(二)と同様の改正を行うこととした。（第一六条の六第二項関係）

3　育児のための所定外労働の制限の改正

子を養育するために請求した場合において、事業主が所定労働時間を超えて労働させてはならない労働者の範囲を、三歳に満たない子を養育する労働者から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者へと拡大することとした。（第一六条の八第一項関係）

4　介護についての申出があった場合等における措置等の新設

(一)　事業主は、労働者が当該事業主に対し、対象家族が当該労働者の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対して、介護休業に関する制度、仕事と介護との両立に資するものとして厚生労働省令で定める制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに、介護休業申出及び介護両立支援制度等の利用に係る申出（以下「介護両立支援制度等申出」という。）に係る当該労働者の意向を確認するための面談その他の厚生労働省令で定める措置を講じなければならないものとした。（第二一条第二項関係）

(二)　事業主は、労働者が、当該労働者が四〇歳に達した日の属する年度その他の介護休業に関する制度及び介護両立支援制度等の利用について労働者の理解と関心を深めるため介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるのに適切かつ効果的なものとして厚生労働省令で定める期間の始期に達したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対して、当該期間内に、当該事項を知らせなければならないものとした。（第二一条第三項関係）

(三)　事業主は、労働者が(二)の申出をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとした。（第二一条第四項関係）

5　雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置の改正

(一)　事業主は、介護休業申出が円滑に行われるようにするため、次のいずれかの措置を講じなければならないものとした。（第二二条第二項関係）

(1)　その雇用する労働者に対する介護休業に係る研修の実施

(2)　介護休業に関する相談体制の整備

(3)　その他厚生労働省令で定める介護休業に係る雇用環境の整備に関する措置

(二)　事業主は、介護両立支援制度等申出が円滑に行われるようにするため、次のいずれかの措置を講じなければならないものとした。（第二二条第四項関係）

(1)　その雇用する労働者に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2)　介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3)　その他厚生労働省令で定める介護両立支援制度等に係る雇用環境の整備に関する措置

6　育児休業の取得状況の公表の対象となる事業主の範囲の改正

毎年少なくとも一回、その雇用する労働者の育児休業の取得の状況として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない事業主の範囲を、常時雇用する労働者の数が一、〇〇〇人を超えるものから三〇〇人を超えるものへと拡大することとした。（第二二条の二関係）

7　育児のための所定労働時間の短縮措置等の改正

事業主は、その雇用する労働者のうち、業務の性質又は業務の実施体制に照らして、労働者の申出に基づき所定労働時間を短縮することにより当該労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置（以下「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講ずることが困難と認められる業務に従事する労働者であってその三歳に満たない子を養育するものについて育児のための所定労働時間の短縮措置を講じないこととするときに、当該労働者に関して、厚生労働省令で定めるところにより講じなければならない措置の選択肢として、労働者の申出に基づき、当該労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするため、住居その他これに準ず